

8月 東京 ビジネス・ロー・スクールのご案内

〔緊急セミナー〕

■銀行、証券会社、保険会社、投資運用会社等、金融機関企画部門担当者必聴！

米国金融規制改革法案の重要ポイントと 国際的な金融機関に与える影響

主催 株式会社 商事法務

開催の要領

- 講師 セオドア・A・パラダイス
杉山浩司
ダニエル・E・ニューマン
〔以上全員、ニューヨーク州弁護士・
デービス・ポーク・アンド・ウォードウェル
外国法事務弁護士事務所〕
- 日時 2010年8月5日(木)
午後1時30分～4時30分(計3時間)
- 会場 (社)商事法務研究会 2階 会議室
(東京都中央区日本橋茅場町3-9-10)

- 受講料 31,500円(1名分,税込)
■同一の受講申込書にて1社2人以上申込の場合、2人目から2,100円引きといたします。
■講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。
■定員 40名(申込順)
※講義は日本語にて行います。
※会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。

くわしくは、裏面申込要領をご覧ください。

開講の趣旨

▶米国議会では、1929年の大恐慌に対応した金融規制以来と思われる広範な金融規制が、成立に向けて今まさに調整が進められています。昨年12月の下院通過から本格化した米国金融規制改革の議論は、今年5月に上院にて一旦法案が可決され、さらに上下院での調整プロセスが6月下旬に終了したことで、現在、成立へ向けて作業が加速度的に進行しています。6月30日の下院における可決を踏まえ、上院にて法案が承認されると、大統領の署名を経て速やかに成立することが予想されます。

▶この法案成立によって、米国金融機関および国際的な金融機関のビジネスのあり方に長期的な変化が生じ、さらに日本の金融ビジネスに対しても多大な影響を与えることが予想されます。米国で事業を展開する日本の主要金融機関には、直接的な影響が及ぶことも考えられます。▶さらに重要な点として、米国における規制改革の動きがその後の国際的な金融規制への議論に発展し、日本を含む各国における法改正のモデルになる可能性も想定されます。▶そこで、弊社ビジネス・ロー・スクールでは、2008年の金融危機以降、米国における金融危機対応に重要な役割を果たし、金融規制改革の議論にも参画している米国法律事務所のデービス・ポーク・アンド・ウォードウェルより、セオドア・A・パラダイス氏はじめ3名のニューヨーク州弁護士を招聘し、米国における最新かつ最先端の議論の展開を日本語にて分かり易く解説する掲記の緊急セミナーを開催いたします。本セミナーは、米国金融規制改革法案の全容を概観するとともに、国際金融機関および日本に与える潜在的な影響に関して理解を深めていただく絶好の機会と存じます。関係者の皆様の奮ってのご聴講をお待ちいたしております。

〈東京〉

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

2010年 月 日

(8/5)「米国金融規制改革法案の重要ポイントと国際的な金融機関に与える影響」(31,500円/1名分)(但し 名分)

社名	TEL. ()	部				
業種	FAX	課	部 課			
住所	(郵便番号)	受	講 者			
講義の参考のためご記入下さい。		部	法	08	業	
・年齢	歳	・コ	・コ		・コ	
・入社後	年	・実務経験	年			
貴社の社員教育担当部課をお教え下さい。()						

主要講義項目

- 1 金融の安定性に対するリスクを規制するための規制機関への新たな権限の付与
—広範な権限付与の狙い
—米国内外の金融の安定性に対するシステムリスクを如何にして規制当局がより特定できるようにすることを意図し、数多くの法改正が行われたかについて議論する
- 2 金融システムに対して重要な影響力を持つ非銀行系金融機関に対する銀行規制と同様の規制
—従来、銀行と同様の規制から対象外であった重要な非銀行系金融機関を、どのように既存の金融システムに位置づけ、規制の溝を埋めていくか
- 3 リーマンブラザーズ問題の再発防止を目的とした、金融システムに対して重要な影響力を持つ金融機関に関する清算スキームの新設
—先般の金融危機によって、既存の規制のフレームワークが金融機関の突然の崩壊に対して如何に脆弱であったかが明らかとなった。金融システムにとって重要な影響力を持つ金融機関に対して予め備えさせることが現在提案されている「リビング・ウィル」について議論する
- 4 CDS(クレジット・デフォルト・スワップ)等を含む店頭デリバティブ市場に対する包括的な規制
—CDS等の金融商品の取引を取引所にて行うことを義務化することの影響は何か、また取引所取引の義務化から除外されるものは何か
- 5 ボルカー・ルールやデリバティブ禁止規定等、主要銀行や証券会社に対してビジネスモデルの変更を迫る規制
—ボルカールールをはじめとする諸規制によって、ビジネスモデルの変革とともに、金融システムにおける課題となっているモラルハザードの問題がどのように対処されるか、こうした規制の影響について議論する
- 6 現在、規制対象となっていないヘッジファンドやプライベート・エクイティ・マネージャーに対する新たな規制
—ファンドおよびマネージャーにSEC登録を義務づけ情報を提供させることにより、規制当局の権限によって如何に金融安定化に結びつけるかについて議論する
- 7 金融商品の消費者に対する新たな保護
—FRBの中に置かれる消費者金融保護庁が今後、住宅ローンおよびクレジット・デビットカードの規制改革にどのように対処するか
- 8 米国金融システム改革におけるその他の改革

●講師のプロフィール●

セオドア・A・パラダイス (Theodore A. Paradise)

コーポレート・ファイナンス取引が専門で、日本の発行体による米国を含むグローバルな証券募集案件において、数多くの発行体および引受証券会社を代理する。クロス・ボーダーM&A取引も多く手掛ける。インディアナ大学卒業、イェール大学ロー・スクールJ.D.。ニューヨーク州弁護士。1991年よりデービス・ポーク・アンド・ウォードウェル東京オフィスに在任。

杉山浩司 (すぎやま ひろし)

キャピタル・マーケットおよびクロス・ボーダーM&A案件に主に従事。東京大学法学部卒業、コロンビア大学ロー・スクールLL.M.。ニューヨーク州弁護士。

ダニエル・E・ニューマン (Daniel E. Newman)

キャピタル・マーケット案件およびクロス・ボーダーM&A案件に主に従事。ニューヨーク州立大学アルバニー校卒業、ジョージタウン大学ロー・センターJ.D.。ニューヨーク州弁護士。

お 申 込 要 領

- 受講のお申込は、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記申込先に郵送又はFAXにてご送信下さい。折り返し請求書・受講票、振込用紙をご送付します。
- 受講料は、講座開講日の3日前までに、お振込み下さい。尚、ご送金が遅れる場合は申込書にその旨お書き添え下さい。又、特にお申出のない限り郵便局又は銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
- 受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願い申し上げます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10 (茅場町ブロードスクエア3階)
株式会社 商事法務 ビジネス・ロー・スクール FAX03(3664)8843 (専用)
- 問合先 電話03(5614)5650 (ダイヤルイン)
- 振込先 〈銀行〉みずほ銀行銀座支店 口座番号 当座預金(0132139)
口座・加入者名 株式会社 商事法務
※「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします。
- 講師が受講者リストを持ち帰ることがありますので、受講のお申込は、その点をご了承のうえ行って下さい。